

京都市告示第209号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
河原町通	下京区下之町57番地の1地先から	旧	メートル 56.20	メートル 36.00～40.80
	同区西之町9番地の3地先まで	新	56.20	36.00～40.80

(建設局土木管理部道路明示課)